

「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」のお知らせ

Vol.5 平成21年度の保険料について

平成21年度の保険料額は、7月にお知らせいたします

平成21年度の保険料額は、前年中の収入状況にもとづいて7月1日に算定されます。また、加入者個人ごとにお知らせする「平成21年度の保険料額」は、7月中旬に送付します。

《保険料のめやす》

100円未満切捨

	所得割額 (ア)		均等割額 (イ)		保険料額(年額) (ア)+(イ)
単身者：公的年金収入80万円		0円	9割軽減	3,530円	3,500円
単身者：公的年金収入200万円	5割軽減	16,802円	2割軽減	28,240円	45,000円
夫：公的年金収入160万円	5割軽減	2,502円	7割軽減	10,590円	13,000円
妻：公的年金収入40万円		0円	7割軽減	10,590円	10,500円
夫：公的年金収入250万円		69,355円		35,300円	104,600円
妻：公的年金収入180万円	5割軽減	9,652円		35,300円	44,900円

注意...遺族年金、障害者年金などの非課税年金は、保険料算定の対象となりません。

平成21年度分の保険料の納め方

1 現在、年金から納付している方【特別徴収】

年6回の年金支給の際に、保険料を納付していただきます。4～8月の年金から納付していただく金額については、4月15日頃に対象者へお知らせします。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

平成20年2月の年金からの徴収額と同額を3回納めます。

確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。

(注意)平成20年度の保険料追加軽減策(均等割額8.5割)に該当し、昨年8月の年金からの納付を最後に保険料徴収が中断されていた方は、7～9月は納付書または口座振替(普通徴収)となり、10月からは年金からの納付(特別徴収)が再開されます。

2 納付書・口座振替で納付している方【普通徴収】

7月から3月まで毎月、納付書または口座振替で納めていただきます。現在、納付書で納めている方は、口座振替の手続きをすると、納め忘れがなく便利です。

ただし、75歳に到達するなど年度途中に加入した場合は、加入後6か月程度で年金からの納付に切り替わる場合があります。(個別に送付される通知書にてご確認ください)

4～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
徴収なし	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期